

ポジティブリスト制度の対策について

江 上 恭 司 議員

では、今まで二五〇種類の農 設定した制度が実施されてい 大され、農薬の残留基準値を 薬規定が約八〇〇種類まで拡 今年の五月から食品衛生法

れ、一六〇〇ケースが廃棄処 基準値を超える農薬が検出さ 潟県に出荷したカボチャから をオーバーしたのが三件です。 過しましたが、全国で基準値 この制度実施から五ヵ月経 八月末には、亀田農協が新

土壌農薬残留に対し薬剤師協 〇検体を実施していますが、 今では使用禁止のDDT等の 守っていても、以前に使用し ンや十勝農協連等で約二五〇 殺虫剤が使用されていました。 ていた農薬が基準値を超えて いる可能性もあり、当町でも 今回の例を見ると、基準を 全道的な対策でも、

> が、町としてどのような対策 考えていく対策が必要と思う 会が一ヵ所しかありません。 を考えているのか伺います。 出荷前にある程度の検査を

定め、 制度対策委員会設置要綱を 取組強化を図る

み強化を図っています。 管理体制の確立などの取り組 飛散対策の周知、 産者に対し、農薬の適正使用 会設置要綱を定め、農協や生 ジティブリスト制度対策委員 ことを受け、当町としてもポ 1 制度が五月に施行された 指導、 危機

分されました。

○種類の農薬検査をすること 大なことと認識しています。 農家の存亡に関わる極めて重 された問題は人ごとではなく から基準を超える農薬が検出 使用禁止の農薬を含め八〇 今回の亀田農協のカボチャ

守り、 要不可欠です。 ため、 品の一部より検査されていな 用を行い、残留農薬をなくす いという実態にあります。 るための自主的な取組みが必 ター等の指導のもとに適正使 抜き取り検査によるもので食 残留農薬の基準超過を防ぐ 農協ぐるみや普及セン 生産者が制度を正しく

場での計画的な残留農薬検査 チェック、データ―保存、 が図れると思っています。 され、経済的なリスクの回避 等、三重の監視体制を強化し、 産履歴記帳の実践、 汚染農産物の混入被害が防止 取り扱う全ての農産物の生 履 甫 歴

にどのようにしていくのか再 薬検査を含めた形でのデータ のか、また、圃場での残留農 測の事態とはどういうことな ているといっていますが、不 ―を積み重ねることを、実際 ニュアルを対策委員会で進め 色々な指導を含めた対応マ は、多大な時間とコストを要

することから、国において

質問します。

ない状況にあります。 いつ残留農薬が出るかわから の生育の仕方によって変わり そこで、各地で行われてい 残留農薬は気候条件、

入れ、微生物を増やす対策が るためにも、圃場に有機質を 策が必要だと思います。 の事態になったときの基金対 る検体に対しての補助、 また、残留農薬を少なくす

必要と思いますが、 れない状況もあるので対策が 生産者の努力だけでは防ぎき 農家の責任と言っていますが に流通させるということは、 必要になると思います。 安心、安全の農産物を市場 答弁を求

する場合の対応に対するフォ 取引先の連絡、 ローについて整備をしていま 不測の事態の体制について 検査等のマスコミ発表を 回収支援の依

荷された場合の補償の問題で 仮に残留農薬の農産物が出

> ら今の段階で基金をつくるこ 基金をつくるべきと言ってい と思います。 議が必要であり、我々の方か ますが、様々な関係機関と協 とについては断言を避けたい

農地であり、農家自身の努力 もお願いします。 ら判断させていただきたい。 農家自身の責任であり、そう いった関係も十分考慮しなが に流通させるということは 土づくりについても自分の 安心・安全の農産物を市場

指導を徹底していきます。 として、農協、生産者に十分 産地としての責任であり、 残留農薬を出さないことが



障害者自立支援法 つい て

せん。 改正は、 での自立支援法になっていま 策を押し付けた、本当の意味 策を放棄し、その責任を障害 者の負担増と地方自治体に対 今回 の障害者自立支援法の 国が障害者の自立政

うなっているのか。 その方々に対しての判定はど が三十数名いますが、 ②せたな町出身の障害者の方 どのようになっているのか。 費時代に比べ、医療費、サー 変わり、障害者、 負担だったのが、一 ①今までは措置費という応益 ロニーや光の里に入っており なっていると思うが、現状は ビスを受ける場合に負担増と 家族が措置 一割負担に 渡島コ

、自立支

ですが、 %の障害者を居宅に返す方針 ③国、道の計画では七~一四 合の受け入れ体制をどう進め 施設から出された場

④来年三月までの地域生活支 援事業計画を含めた障害者福

> るのか。 ⑤本人の一割負担になって、

割負担で措置費は減少す

答·町長

されています。 援給付と地域支援事業で構成 システムの全体像は、 体となって行い、自立支援の る福祉サービスは市町村が主 きく変更され、障害者に対す 系や利用者負担のあり方が大 り、 障害者福祉サービスの体

よって異なりますが、 己負担になりました。 食費、光熱、 負担になり、施設入所の方は 応じた応能負担から原則一割 施設入所者は年金等所得に 個別利用料

込まれます。 定額負担となり、 車イス、補聴器等は十月から ら一万四千三百円の増となり、

町の持ち出しがどう変わって 祉計画はどのように進んでい

①障害者自立支援法施行によ いくのか伺います。 るが新たな事業財源が必要 ②当町出身施設入所者の方は 三十八名おり、

利用者負担は従来、所得に -が 自

負担増が見 四月か

> 五千円負担増になります。 なかったが、二千五百円から 更生医療は、 今まで負担

えています。 ⑤町の負担は、 要望を反映していきたいと考 体と懇談会を開催し、意見や ④障害者の福祉計画について や関係町とも十分連携を図り、 移行を検討しており、施設側 ③道は、新しい事業体系への のではないかと思われます。 軽いために入所できなくなる は、アンケートをし、関係団 入所者の確保に努めます。 査判定では半数以上が障害が 本人一割負担 施設職員の調

ら見て少なくなると思います で財源が必要となります。 が、新たな地域生活支援事業 になることにより、 措置費か

問· 再質問

り少しだけ収入のある人は 限があります。 が明らかになったと思います 答弁の中で障害者の負担増 四倍にも負担が増え、今 非課税世帯には上 非課税世帯よ

なってきます。 くしなければならない状況に までのサービス、医療を少な

状にあります。 者の半数が施設を出される現 減策を考えるべきと思います。 業も含め、補助を出す等の軽 これから始まる地域支援事 また、三十八名の施設入居

サービスは、人材も含めてど のようになっているのか。 合、居宅でのホームヘルパー される可能性があり、 ると言っていますが、 五年間は引続き入所ができ その場 すぐ出

が、どのくらい減るのか伺い も少なくなると言っています 町の負担は措置費の時より

護老人ホームの介護該当者の

介護保険法改正により、

入居者が十月以降、これまで

ています。 援法の制定に至ったといわれ 考えから今回の障害者自立支 つの目的があり、この三つの 地域支援事業については三

程度の予算措置をしていかな でやらなければならない事業 地域生活支援事業等は、 これらの整備にある 町

> ければならず、今の時点での 負担軽減をどうするかは、 だ考えていません。 ま

判断していこうと考えていま これらを十分参考にしながら 他 の自治体の関係もあり、

条件整備中になっています。 ほど報告させていただきます。 っており、 北檜山区については条件は整 責任であり、 措置費の減については、 地域生活支援事業は、 大成区については 体制は瀬棚区、 町 後

> います。 明をして理解を求めるのか伺 認定者の家族にどのような説 サービスを受ける場合に一割 くのか、また、介護入居者が ンも含めてどのようにしてい 介護入居者の体制をケアプラ 三が四名いますが、三杉荘の 負担となるのか、さらに介護

るのか伺います。 今後の運営をどのように進め 含めた職員を維持しながら、 ないように、現在のパートを 入所者のサービスを落とさ

三杉荘について 向け努力

瀬棚養護老人ホーム

答・町長

ています。 なければならないと規定され 行うなど、必要な措置を行わ サービス事業者や居宅サービ ス事業所に関する情報提供を 入所者に対し居宅介護支援 介護保険制度の改正により、

を受けるかのいずれかにする で契約してサービスを受ける 外部の居宅サービスを個人 施設が契約してサービス

方が介護認定となっています。

介護度一が三名、二が三名

入居しており、その内十名の

在三杉荘には四十七名が

用することになります。

は介護事業所のサービスを利 きなくなり、入居介護該当者 の職員や寮母による介護がで

あります。 員が介護を行っている状況に すぐ介護施設に入れる状況に が、要介護状態になったから りや声かけが必要になります 施設ですが、年齢と共に見守 必要としない方々が入所する 必要があります。 三杉荘の場合には、 介護の状況に応じて職 介護を

ついては、見守りや声かけが 現在、介護度一、二の 方に

> す」という掲 度が変わりま 対しては、改 しています。 が可能と判断 職員での対応 受けなくても 護サービスを 度で外部の介 移動する時に については 介護度三の方 必要であ 人ホームの制 した「養護老 正内容を記載 手を支える程 介護家族に

が減となります。 算が廃止されましたが、 介護認定者が対象であり収入 に障害者加算が加わりますが、 示で周知しています。 今後の施設運営は、 病弱加

変わらない見込みです。 荘の民営化に向け努力します。 改革大綱にあるように、三杉 夜勤体制加算を受け、 将来的には、 夜勤体制の整備をしながら せたな町行政 現状と



将来的に民営化に

議会だより 6

いう認識でいます。 入る施設に認定患者がいる場 十月から、本来健全な方が 職員では介護できないと

と思います。 と言っていますが、 の必要な方が認定されている ビスは入浴、排泄、 ければ「そのまま居れます_ 答弁では、本人の希望がな 介護サー 食事介護

いかと思っています。 営することが真の介護ではな のでもう一度調べてみます。 言っていますが、自治体が運 るためにも民営化が必要」と 町長との認識の違いがある 町長は、「真の介護を受け

護だと思いますので、 後まで面倒を見てこそ真の介 弁を求めます。 に身寄りのないお年寄りを最 民営化を考えないで、 再度答 本当

答·町長

とホームの方から報告を受け かは本人の判断であり、 体制のままでやっていける 介護認定された方であって 介護を受けるか受けない

ています。

すが、 っています。 介護度一、二、三と八名いま 入浴介護の必要のない方とな 三杉荘の介護者は、 現在のところ食事介護 今、 要

個々で介護サービスを受ける 介護が必要となった場合は、

> 町からの引継であり、 民間に運営をお願いするとい させていただきます。 うことですが、 状況になります。 だと考えていますので、 しても一つの考えられる方法 これは旧瀬棚 我々と 将

小 平 久 議員

した。 続き経過を見たいということ で残留を表明してくださいま 吉岡所長は、 十月以降も引

を含めた地域医療の問題解決 ました。 に務めたいということであり 所長は、 保健・福祉・医療

できる環境が求められていま 名体制で夜間の受付や入院の 能回復が必要であり、医師二 そのためには、診療所の機

①医科診療所の医師確保に、 次の二点について伺います。

> お知らせ下さい。 と思いますが、現在の状況を 町長は積極的に取組んでいる

のか伺います。 にするのか、 募集していますが、四人体制 他に事情がある

②北檜山国保病院でも医師を

①審議会の答申結果で 断

②医療制度改革により 医 師標欠のため募集

になり、 ①本年四月以降吉岡医師 新町の医療体制にし

発した今日、

医師二名体制は

困難な状況にあると言わざる

医 |療振興財団等を通じて医師 『能維持のため、北海道地域 かり結論を得るまで現状の

師は、 しかし、勤務されている医

うまで至りませんでした。 段階で折り合わず、面接を行 がありましたが、条件調整の

度改革により医師標欠が生じ

ていますが、今年度、医療制 は、現在三名の医師が在籍し

す厳しい状況になってきます。 ことが明らかになり、 業決算見通しでは、約一億八 従前同様の医療体制を維持し 段階で、その資料によると、 まれており、 運営体制が検討事項に盛り込 審議会でも、病院、診療所の 千万円の赤字、その後も毎年 た場合、十八年度末の病院事 一億円程度の赤字決算となる 四月に立ち上げた医療対策 審議されている ますま

募集に努めています。 途中での異動は大変厳

しいようです。

瀬棚診療所には一件の照会

を示されたと聞いています。 勤務を打診しましたが、 募者の中から瀬棚診療所への また、北檜山国保病院の応 難色

また、財政非常事態宣言を

を得ません。

② 北 檜 山 思います。 ありますので、 開催され、 て判断させていただきたいと 医療対策審議会も既に六回 国保病院の医師募集 答申が固まりつつ その結果を見

伴い、看護師の設置基準が見 しているところです。 直されたため、 ました。 同じく、入院基本料改定に 看護師も募集

師及び看護師を確保しなけれ 院及び外来患者数によって決 療サービスの低下につながり まりますが、 ますので、 基準上必要な医師数は、入 病院会計にも影響し、 努力したいと考え 最低数必要な医 医

持することに、 を図る所存です。 療所を含む公的医療体制を維 檜山国保病院を中心として診 せたな町の医療体制は、 最大限の努力 北

1. 再質問

験しています。 大変さは、私も身をもって経地域医療を担っていくことの大変厳しい医療情勢の中で、

です。 活の一部であって大きな問題 しかし、地域にあっては生

感じたことがありました。いる伊関先生の講演を聞いて合病院の再建調査にあたって有志の会があり、夕張市の総有主の会があり、夕張市の総の別を表している。

勤していることでした。人分の報酬で三人の医師が常所では、医師確保のために二の併後のむかわ町穂別診療

いると考えました。旧瀬棚町の取組みに随分似て確保されているということで、・な流の中から人材が域医療に情熱のある方に来ては、研修医も含めて地

でも医科診療所の医師一人体 でも医科診療所の医師一人体 でも医科診療所の医師一人体

は無理だと受け止めましたが、 先程の答弁では、これ以上

> しています。 多くの町民は二人体制に期待

答·町長

診療所の関係については、 十七年度の決算を迎えて、財 れ、大変深刻に受け止めてお り、病院会計を含む他の特別 ら計についても、大幅な見直 会計についても、大幅な見直 しをしなければならない状況

議論しています。
制がどうあるべきか、真剣に事情も踏まえた新たな病院体事になったが、真剣に

それらの答申が出された段 医師標欠の関係では、北檜 国保では五・五人が必要で すが、その七〇%を確保する ことで四人が必要だというこ とになり、大成国保病院は、 とになり、大成国保病院は、 とになり、大成国保病院は、

現状からマイナスが生じるとたさなければ六千万円以上の係がありますので、これを満れにプラス看護師の適配の関れにプラス看護師の適配の関

している状況です。れを回避するため懸命に努力いう状況になりますので、こ

財政の健全化について

ているのが実態です。い中での発表であり、困惑しました。合併後一年も経たなは財政非常事態宣言を発表しは財政非常事態宣言を発表しまる七月三十一日に、町長

て伺います。 債費と考え、次の三点につい 大きな要因は、人件費と公

早急にすべきではないか。が、非常事態宣言をした現在の旧三町の給料格差是正を三

考えます。度の見直し等対策をすべきとにといっていますが、勧奨制また、職員の削減を計画的また、職員の削減を計画的

です。

然負の財産もありますが、す

べて新町に引き継がれたもの

特に下水道は多額の借金を

と考えています。

なり格差があります。
③旧三町間の公債費残高の償向上が求められています。

ないと思います。 債事業にいかさなければなら 内容を検討して、今後の適

③今後も健全財政を進める②広報活動を更に進める

答·町長

行っています。 本年四月から三年間を目途に①旧三町間の給与格差是正は、

ます。
来年度に向けては、俸給表の見直しを検討する際に、給の見直しを検討する際に、給

引き上げなどを考慮すると、 対策ですが、合併前の事務事 大し、特別昇給については国 大し、特別昇給については国 をれていますが、現在の厳し されていますが、現在の厳し されていますが、現在の厳し

か いう現状があります。はないかと想定され、直ちにはないかを想定され、直ちに

ます。 対応していきたいと考えてい び集中改革プラン等に基づき、

一般会計から下水道会計への繰り出し負担を軽減するためには、加入率を向上させることが一番必要なことであることが一番必要なことであるしていきます。 していきます。

にたち、健全財政を進めたい 新町においても一層この考え めてきたと考えていますが、 がますが、 を表して有利な起債を求 においても一層この考え

りません。 ミレーションとそんなに変わ 万円の予定で、合併時のシュ 税七億円の五十五億八千三百 十八年度は普通交付税で四十 きな財源を占めるわけですが 八億八千三百万円に特別交付 わ が町の地方交付税は、

住宅やグループホームを前倒 事前の推計よりも五億円少な だったのは、旧三町の基金が ますが、調べてみました。 崩されたためだった」とあり かったことだ、合併前に町営 によると、「合併して予定外 しで建設するなど基金が取り 目的基金を除く、基金シコ また、二十六日の新聞報道

と思うがどうか。 なかったと言うのはおかしい 円上回っている。五億円も少 は五億七百万円で三千五百万 です。十七年度末の決算書で 七年度末で四億七千二百万円 ミレーションの基金残高は十

り内部改革をして、そのうえ で町民に協力していただくこ たということは、 また、財政非常事態宣言を できる限

いて、

資料によると、北檜山

①保育所職員の適正配置につ

止めています。

とって大変重要なことと受け

支援センターの役割は地域に

原点であり、保育所や子育て

子育ての環境は町づくりの

答·町長

問

保育所の運営について

とだと思います。

うことですが、これについて 務方からの説明です。 は国庫支出金の勘違いだと事 新聞報道で基金五億円とい

しながら起債の取組みをした いと思います。 は差し控えたいと思います。 置がされない起債の関係です 新町においては、十分考慮 良い悪いというコメント 旧町での借り入れですの

高金利、 それから交付税措

答·町長

流や増員をして適正配置をし

年度途中であっても人事交

中の家庭では所得を得るため ②延長保育について、子育て 長保育の必要性が求められて など共働きの家庭が増え、 あるいは豊かな生活を求める なければならないと思います。

改善されていません。 の人数に大きな差があるが、 瀬棚保育所は、児童数と職員 四名と、特に北檜山保育所と 保育園は児童三十二名で職員

延

らせ願います。 各保育所の利用実態をお知

適正配置に努める 人事交流や

げます。 ので、 管事務調査において配布しま ①先の議会厚生常任委員会所 した資料の中で、保育士配置 人数を間違って説明しました 訂正してお詫び申し上

六名は正しくは十二名、 人員ですが、 各保育所の保育職員の 北檜山保育所十 配

童八十五名で職員十名、大成 職員十六名、瀬棚保育所は児 保育所は入所児童六十六名で

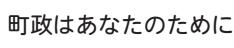
> とで訂正します。 保育所十名は十一名というこ いずれの保育所も、

況です。 の数が基準を満たしている状 保育士

事交流及び適正配置に努めた 四月から八月までの実績です ②延長保育利用実態について いと考えています。 平成十九年度においても人 次のとおりとなっていま

	延長保育合計	内早朝	内延長
北檜山保育所	2, 901回	1,766回	1, 135回
瀬棚保育所	2, 166回	795回	1,371回
大成保育園	246回	203回	43回

議会を傍聴し てみませんか。



次の定例会は12月13日からの予定です。

お気軽においでください

